

不要になる公用車を売却します

車名	トヨタ プリウス	初年度登録	平成11年4月
型式	HK-NHW10	車検満了日	平成28年4月24日

公開日時 ● 3月17日(木)、18日(金)
いずれも午前10時から午後3時まで
公開場所 ● 役場 公用車庫前駐車場

入札日時 ● 3月24日(木) 午前9時
※入札に参加する場合は事前に登録が必要です。
入札場所 ● 役場2階 第1会議室
参加資格 ● 美郷町民で町税および公共料金を未納していない方
参加申込 ● 3月17日(木)～23日(水)
注意事項 ● 名義変更にかかる費用は、購入者負担になります。

申・問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

商工観光交流課

職業訓練団体が行う講習会等の受講料を助成します

町では、求職者や在職者の職業能力向上や就労支援を図るため、職業訓練団体が行う講習会等の受講料を、受講者の方に補助金として交付します。

対象 ● 次の①、②をすべて満たしていること
① 県内各地区の職業訓練協会が行う、特別教室ならびに技術検定であること
② 美郷町に居住する方で、個人が負担する受講料であること

助成金額 ● 受講料の全額
申請方法 ● 受講後、次の書類を添えて下記へ申請してください。
・ 美郷町職業訓練等支援事業費交付申請書
・ 受講内容と金額が確認できる書類の写し
■ 補助金交付までの流れ
受講 → 町に交付申請 → 町から交付決定 → 町に請求書を提出 → 補助金交付

美郷町資格取得サポート事業

求職者の資格取得を助成します

町では、求職者の就業機会の拡大を図るため、就職に役立つ資格を取得した方に対し、研修等の受講料等の一部を助成します。

対象 ● 次の①～③をすべて満たしていること
① 美郷町に居住する60才未満の方で、個人が負担する受講料等の支払いを行った方
② 研修開始時に就職を希望している方で、公共職業安定所での求職活動を行っている方
③ 町税を完納している方

助成金額 ● 受講料等の半額（上限5万円）
ただし、1人につき1件/年
申請方法 ● 資格取得後、次の書類を添えて下記へ申請してください。
・ 美郷町資格取得サポート事業費交付申請書
・ 受講内容と金額が確認できる書類の写し
・ 取得資格証、住民票、納税証明書、ハローワークカードの写し
■ 補助金交付までの流れ
受講・支払・資格取得 → 町に交付申請 → 町から交付決定 → 町に請求書を提出 → 補助金交付

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

農政課

美郷町地域農業再生協議会の臨時職員を募集します

職種 ● 事務補助員 採用人数 ● 1名
雇用期間 ● 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
就業時間 ● 午前8時30分～午後4時30分
時給 ● 760円
資格等 ● パソコン操作(ワード・エクセル等)のできる方
加入保険等 ● 健康保険・厚生年金・雇用保険

雇用場所 ● 美郷町役場農政課
事務内容 ● データ入力作業等
申込期限 ● 3月14日(月)
申込方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 美郷町地域農業再生協議会(町農政課 農業振興班内) ☎0187(84)4908

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域（農用地区域）内の農地等を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年という期間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。

やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、早めに町農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによって、除外手続きできない場合もあります。

【農業振興地域とは】

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では六郷地区の都市計画用途区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

次回の農業振興地域整備計画の変更（除外・用途変更）申し出の受付期間は

4月1日(金)～4月28日(木)です。

※申し出の際は、事前に町農政課まで相談ください

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

農業委員会

美郷町農地賃借料(田)情報をお知らせします

平成21年12月の農地法改正により、農地の賃貸料の目安となる**標準小作料が廃止**となり、これに代わって農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律に明記されました。改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料の地域の実勢をお知らせします。

今回の情報は、平成26年11月から平成27年12月までに農業委員会を經由して契約された賃貸借契約を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸し手と借り手の両方で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

①美郷町賃借料(田) 平成26年11月～平成27年3月

	平均額	データ数	最高額	データ数	最低額	データ数
千畑地域	14,600円	525筆	20,000円	4筆	8,000円	3筆
六郷地域	14,600円	446筆	19,000円	4筆	9,000円	4筆
仙南地域	15,000円	686筆	21,000円	13筆	8,000円	16筆
町全体	14,800円	1,657筆	21,000円	13筆	8,000円	19筆

②美郷町賃借料(田) 平成27年4月～平成27年12月

	平均額	データ数	最高額	データ数	最低額	データ数
千畑地域	12,800円	2,816筆	20,000円	10筆	9,000円	2筆
六郷地域	13,800円	87筆	15,000円	28筆	9,000円	20筆
仙南地域	13,000円	252筆	20,000円	8筆	5,000円	2筆
町全体	12,900円	3,155筆	20,000円	18筆	5,000円	2筆

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913
またはお近くの農業委員へお問い合わせください。